

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十一月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月二日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

<p>路 線 名</p>	<p>鴻巣川島線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡吉見町大字荒子字八幡 裏一〇二番一地从先から同郡 同町大字荒子字寺家谷一一一 〇番一地从先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和三年十一月四日午後二時</p>
<p>備 考</p>	<p>令和三年二月二十六日付 け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第五号で告 示した道路予定区域の供 用開始である。延長一八 一・五五メートル</p>